



とよた市民後見人とは？

後見人等として判断能力が不十分な方に寄り添い、本人だけでは難しい福祉制度等の手続きや財産の管理を行い、その人らしく暮らせるように生活を守る市民のことです。

とよた市民後見人になる方の条件

- ✓ 社会福祉活動に理解と情熱がある
- ✓ 満25歳以上
- ✓ 豊田市内に在勤または在住している
- ✓ 研修の全日程に参加できる(原則)



基礎課程のみの受講も大歓迎！

基礎課程 午後1時~午後4時30分(原則)

全7回

令和8年7月18日(土)~10月17日(土)

午後1時~午後1時10分	開講式
午後1時10分~午後1時40分	オリエンテーション ① 豊田市の市民後見活動の理念
午後1時40分~午後2時40分	② 権利擁護と成年後見制度
午後2時50分~午後4時20分	③ 本人の理解(認知症)
午後1時~午後2時30分	④ 高齢者支援 ※事例検討含む
午後2時40分~午後4時10分	⑤ 障がい者総合支援法と本人の理解(知的障がい)
午後1時~午後2時30分	⑥ 本人の理解(精神障がい)
午後2時40分~午後4時10分	⑦ 医療機関と公的医療保険制度
午後1時~午後3時	⑧ 意思決定支援と在宅医療
午後3時10分~午後4時10分	⑨ 介護保険制度
午後1時~午後4時	⑩ 市民による意思決定支援の活動の実際
午後1時~午後2時30分	⑪ 法律知識の基礎(民法)
午後2時40分~午後4時10分	⑫ 対人支援の方法
午後1時~午後2時30分	⑬ 本人を支える権利擁護支援の仕組み
午後2時40分~午後3時40分	豊田市社会福祉協議会の取組
午後3時40分~午後4時	実務課程の説明

豊田市社会福祉協議会 豊田市成年後見支援センター

〒471-0877 豊田市錦町1丁目1番地1 (※日・月・祝休み)
TEL. 0565-63-5566 / FAX. 0565-33-2346 / MAIL. s-shien@toyota-shakyo.jp

【公共交通機関でお越しの方】

- ・愛知環状鉄道新豊田駅または名鉄豊田駅より徒歩約20分
- ・豊田市駅からは2番バス乗り場より「豊田市福祉センター行き」おいでんバスで直通
- ・名鉄上挙母駅より徒歩約10分 / 愛知環状鉄道新上挙母駅より徒歩約15分

後見人になりたい方は受講必須！

実務課程 午後1時~午後4時30分(原則)

全6回

令和8年10月31日(土)~12月19日(土)

1日目 10月31日(土)	午後1時~午後1時30分 ⑭ 豊田市役所福祉部の話 午後1時30分~午後4時 ⑮ グループワーク・発表「後見人等の役割を考えよう①」
2日目 11月7日(土)	午後1時~午後4時 ⑯ グループワーク・発表「後見人等の役割を考えよう②」
3日目 11月21日(土)	午後1時~午後4時 ⑰ とよた市民後見人の実務1
4日目 12月5日(土)	午後1時~午後4時 ⑱ とよた市民後見人の実務2
5日目 12月10日(木)	午後2時~午後3時 ⑲ 家庭裁判所の役割
6日目 12月19日(土)	午後1時~午後4時 ⑳ とよた市民後見人の実務まとめ 午後4時~午後4時20分 修了式



【お車でのお越しの方】 駐車場 274台

- ※ 利用台数に限りがございますので、可能な限り、乗り合わせや公共交通機関のご利用をお願いいたします。
- ※ 車いすをご利用など配慮が必要な方は、その旨をご記入ください。

Google Map/

